

住まい・暮らし

5月は消費者月間です

【消費者月間の由来】

「消費者月間」には、消費者問題に関する啓発・教育などが集中的に行われています。

これは、「消費者保護基本法」(現在は消費者基本法)が昭和43年5月に施行されたことに由来しています。

「消費者保護基本法」は、昭和30年代の高度成長に伴い、消費者問題が社会問題となり始めたことをきっかけとして制定されました。それまで法律の中に消費者という言葉はなく、立場も明確にはされていませんでした。

「消費者保護基本法」は、消費者の利益を守り国民の消費生活の安定と向上を目的とした法律として初めてのものであります。

その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。

今年度の統一テーマは「安全・安心いま新たなステージへ」で、県では消費者のつどいを開催するなど啓発活動を行う予定です。

大田原消費生活センターでは、街頭での啓発チラシ配布を行うなど、相談窓口の周知を行います。

また、悪質商法の対処法などを紹

介し事前に被害を防止する出前講座を随時受け付けています。自治会や老人会などの単位で開催したいと考えていますので、ご希望があればお問い合わせください。

■問い合わせ

大田原市消費生活センター
TEL (23) 6236

大田原市上水道を利用している皆さまへ

宅地内の給水装置工事(水道工事をするときには、水道法および市給水条例に基づき、水道課に申請する必要があります)があります。

(例) 建物の取り壊し、建物増築による給水栓の移動、改造など)

無断工事を行うと、お客さまのみならず、ほかの水道利用者にも迷惑をかけることがありますので、ご注意ください。

なお、給水装置工事は大田原市指定給水装置工事事業者(市ホームページ掲載)に依頼して行ってください。

※市指定給水装置工事事業者以外(無登録業者)が行った工事は違法工事となり給水停止となります。

また、漏水を修理した場合でも漏水軽減措置ができません。

■問い合わせ

水道課工務係
TEL (23) 8713



暮らし情報館情報

不用品登録状況 (4月9日)

◆ゆずりたい ※有料希望は受け付けません

- お母さん・お子さん向け
野崎幼稚園制服、学習机、ベビー用椅子
- 家具・インテリア・電化製品・楽器
スチールベッド、金太郎鎧(ケース入り)
シングルベッド、ケース入り人形4個
- その他
ベンチコート(Lサイズ)

◆ゆずってほしい

- お母さん・お子さん向け
抱っこひも、チャイルドシート、ベビーカー
ジュニアベッド、ベビーベッド、歩行器
体育着(薄葉小 160cm・西原小 160cm)
那須拓陽高校制服(女子M)
大田原女子高校制服(2着、160cm)
- 家具・インテリア・電化製品・楽器
ミシン、足踏みミシン、地デジ対応テレビ、自転車
炊飯ジャー、マッサージチェア、アップライトピアノ
ノートパソコン、エレキギター、二槽式洗濯機、サイドボード
- その他
人台、犬用介護カート、釣り竿(鯉、へら鮒用)
かなめ焼、七輪、フラダンス用洋服

「不用品登録」利用方法

- ◆ゆずりたい
○不用品は修繕などが不要で再利用できるもの。

○展示できる大きさはおおむね、幅および奥行きがそれぞれ60cm未満、高さ2m未満としますが、詳細はお問い合わせください。

※搬入は各自でお願いします。

○展示できない大きなものや、持ち込みができない方は電話で登録をしてください。

◆ゆずってほしい

- 展示してあるものはその場で引き取りができます。
- ゆずってほしい物を直接または電話でご登録ください。

●注意事項

- 登録情報が一致した場合は、ゆずりたい方の電話番号のみをゆずってほしい方にお教えしますので、そのあとは当人同士で交渉を行ってください。
- 交渉の成立、不成立にかかわらず、結果を報告してください。その報告をもって交渉成立の場合は登録内容を抹消します。
- 「無償」としますので金品の要求などはしないでください。万が一、金銭トラブルなどが起きた場合でも、取引に関し責任は負いません。
- 対象は市内在住の個人としますので事業者や法人の利用は固くお断りします。
- 登録内容の有効期限は登録した翌月から3か月とし、引き続き登録をしたい場合はその旨ご連絡ください。

■登録先・問い合わせ 暮らし情報館 TEL (47) 7379

管理者 大田原市暮らしの会
場所 中央1-2-14 あらまち蔵屋敷内
開館日時 5月2日(水)、7日(月)、10日(木)、13日(日)、
16日(水)、19日(土)、23日(水)、25日(金)、
28日(月)、31日(木)
いずれも午前10時から午後3時